

目黒区施工能力審査型総合評価方式の実施に関する要綱

平成20年7月10日付け目総契第3952号決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、目黒区（以下「区」という。）が発注する工事において、安定的な品質確保と不良不適格企業の参入防止を図るため、入札の際に工事価格、施工能力及び地域貢献を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「施工能力審査型総合評価方式」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 目黒区契約事務規則（昭和39年3月目黒区規則第6号）第2条第1項に規定する契約担当者をいう。
- (2) 1級技術者 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号イに該当する者をいう。
- (3) 2級技術者 建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外の者をいう。
- (4) その他の技術者 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者及び2級技術者以外の者をいう。
- (5) CORINS 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービスをいう。
- (6) 工事成績点 目黒区工事成績評定要綱（平成18年3月24日付け目総施第134号区長決定）の規定に基づく過去の工事成績評定表の総評定点をいう。

(対象工事)

第3条 施工能力審査型総合評価方式の対象工事は、原則として予定価格が2,500万円以上の工事案件から選定する。ただし、建設共同企業体発注工事を除く。

2 具体的な対象工事は、工事主管課と契約担当者が協議の上、決定するものとする。

(学識経験を有する者への意見聴取)

第4条 落札者決定基準を定めようとするときは、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者に意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (2) 落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聴く必要の有無

2 前項第2号の規定による意見の聴取において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(施工能力審査型総合評価方式における入札参加の制限)

第5条 第7条に規定する工事成績評価点算定の基礎となる工事成績点のうち、最も直近のものが60点未満である者は、入札参加を認めないものとする。

(評価の方法)

第6条 施工能力審査型総合評価方式の評価は、価格点、施工能力評価点及び地域貢献評価点を合計した評価値による。

2 価格点の算定は次のとおりとする。

$$13 \times (\text{予定価格} - \text{入札価格}) \div (\text{予定価格} - \text{基準価格})$$

3 施工能力評価点の算定は、工事成績評価点、配置予定技術者の資格点及び配置予定技術者の実績点の合計によるものとする。

4 施工能力評価点の満点は18点とし、評価項目の点数配分は次のとおりとする。

工事成績評価点：配置予定技術者の資格点：配置予定技術者の実績点

= 13点：3点：2点

5 地域貢献評価点の満点は2点とし、算定方法は第9条のとおりとする。

(工事成績評価点の算定方法)

第7条 工事成績評価点は、工事成績点の平均に応じて、次表のとおり算定するものとする。

工事成績点の平均	工事成績評価点
60点以上 65点未満	1
65点以上 67.5点未満	2
67.5点以上 70点未満	3
70点以上 71点未満	4
71点以上 72点未満	4.5
72点以上 73点未満	5
73点以上 74点未満	5.5
74点以上 75点未満	6
75点以上 76点未満	7
76点以上 77点未満	8
77点以上 78点未満	9
78点以上 79点未満	10
79点以上 80点未満	11
80点以上 100点以下	13

2 工事成績点の平均は、区発注工事の公表日の5年前の日の属する年度の4月1日から区が指定する日までの間に検査が完了した工事のうち、直近3件の工事成績点の相加平均とし、算定した数に小数点2位以下の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。ただし、工事成績点が60点未満のものは、当該工事成績点を0点とし、直近工事件数が3件に満たない場合は、不足

する工事件数1件につき60点として算定するものとする。

3 工事成績点は、区の発注工事のみを対象とする。

4 工事成績評価点算定の対象工事は、東京電子自治体共同運営の建設工事等競争入札参加資格の業種区分で当該発注工事と同一の業種とすることを原則とし、当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、起工時に指定する。

(配置予定技術者の資格点及び実績点の算定方法)

第8条 配置予定技術者の資格点及び実績点は、配置予定技術者の資格と実績について、次のとおり算定するものとする。

- (1) 配置予定技術者の資格点は、3点満点とし、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種について、1級技術者の場合に3点、2級技術者の場合に2点、その他の技術者の場合に1点とする。複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。
- (2) 配置予定技術者の実績点は、2点満点とし、配置予定技術者が、同種工事について監理技術者として係わった場合に2点、主任技術者として係わった場合に1.5点、担当技術者として係わった場合に1点、類似工事について監理技術者として係わった場合に1.5点、主任技術者として係わった場合に1点、担当技術者として係わった場合に0.5点とする。
- (3) 前号の同種工事は、CORINSの工事区分で当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものを、起工時に指定する。
- (4) 第2号の類似工事は、CORINSの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に指定する。
- (5) 配置予定技術者の実績点は、CORINSに登録されたデータから算定する。

(地域貢献評価点の算定方法)

第9条 地域貢献評価点は、提出資料の提出時において、区と災害時における協定を締結している場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合に2点とする。

(落札者の決定方法)

第10条 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であるもののうち、第6条第1項の評価値の最も高いものを落札者とする。

2 前項の評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(公表事項)

第11条 施工能力審査型総合評価方式を実施しようとするときは、発注工事の公表において、次に掲げる事項について具体的に明示するものとする。

- (1) 施工能力審査型総合評価方式の対象工事であること。
- (2) 提出資料の様式及び提出方法
- (3) 価格点の評価方法
- (4) 施工能力評価点の評価項目及び評価方法
- (5) 地域貢献評価点の評価項目及び評価方法

- (6) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (7) 提出資料の提出後においては、原則として提出資料に記載された内容の変更を認めないこと。
- (8) 提出資料に記載された配置予定技術者は原則として変更できないこと。

(資料の提出等)

第12条 入札参加希望者は、入札参加希望申請手続を行うとともに、公表事項に基づき、施工能力評価点兼地域貢献評価点申告書、工事成績評定書、配置予定技術者の保有資格等の必要な資料を提出するものとする。

(施工能力評価点等の審査)

第13条 施工能力評価点及び地域貢献評価点の審査に当たっては、公表事項において区が示した評価方法により評価するものとする。

(その他)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成20年7月10日から施行する。

付 則（平成24年6月27日目総契第3398号）

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

付 則（令和6年5月23日目総契第6562号）

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。
- 2 改正後のこの要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告される工事について適用し、同日前に公告された工事については、なお従前の例による。

付 則（令和8年3月2日目総契第5829号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。